

日本人地主の土地集積過程と群山農事組合

李圭洙

一 はじめに

本稿では、一九〇四年五月、全羅北道群山に設立された群山農事組合の設立過程と活動内容、そしてその解散過程の検討を通じて、「韓国併合」以前における日本人地主の土地集積過程の一特徴を把握しようとする。

日本政府は、周知の通り、日露開戦を契機に日韓議定書(一九〇四年二月)、第一次日韓協約(一九〇四年八月)、第二次日韓協約(一九〇五年十一月)を次々と朝鮮政府に強要し、朝鮮の軍事的・政治的な支配をいっそう強めていった。そして朝鮮支配の実際の担当者ともいうべき日本人商人・地主らは、各開港場や居留地を拠点に内陸深くへと浸透し、商業活動から土地集積にいたる

まで事実上の植民地経営を遂行しはじめた。

ところが日本人地主の土地所有権は、「土地家屋証明規則」(一九〇六年二月)と「土地家屋所有権証明規則」(一九〇八年八月)の施行までには、「朝英修好通商条約」(一八八二年四月)の第四条に明記された開港場一里(韓国里程一〇里)以外の土地所有を禁止した条項のために、完全な法的所有権の確保の段階までには至らなかった。また日本人地主の土地集積過程は、朝鮮社会内部の諸条件、例えば当時の地券である文記の購入方式やその登録手続においての村落の仲介人(世話人)などの存在にも大きく制約されていた。その結果、日本人地主は植民地権力の庇護のもとで膨大な土地を獲得したにもかかわらず、土地所有権の二重売買に悩み、その法的

確定過程においても多くの障害に直面せざるをえなかった。そこで、日本人地主は義兵運動に代表される朝鮮人側のさまざまな土地買収妨害策をかわし、安定的・合理的な土地買収と農場経営をはかるため、多くの地主（農業）団体を結成するにいたる。

従来の植民地地主制の研究は、主として日本人地主による土地収奪の侵略的な側面を全面に浮き彫りにし、地主制全体の数量的な把握や個別地主家の土地集積過程および小作制農場経営の推移を中心に進められてきた。⁽³⁾ また、最近には日本人地主に関する分析のみならず、朝鮮人地主の地主としての成長過程や土地経営の特徴などについてもいくつかの研究成果が出されている。⁽⁴⁾ しかし、本稿の課題でもある「韓国併合」以前における日本人地主の土地集積の場合、われわれはその具体的な土地集積過程に関する事例分析を進めるとともに、その際、日本人地主の土地所有権を法的に認めた「土地家屋証明規則」と「土地家屋所有権証明規則」による土地売買手続の変化過程⁽⁵⁾、そして買収主体としての国家、県、民間（会社）⁽⁶⁾などのそれぞれの土地集積方式や進出地帯（例えば、既墾地と未墾地）の特徴などについて注意しなけ

ればならない。買収主体や進出地帯の相違は、朝鮮に進出した日本人地主の土地集積の方式および買収後の農場経営の方針にも大きく影響すると思われるからである。⁽⁷⁾ つまり、日本人地主の土地集積過程と農場経営の全体的なメカニズムを明らかにするため、われわれは各開港場や居留地を中心に土地集積を行った個別地主の動きはもちろん、群山農事組合のような地主団体の特徴についても把握しなければならないのである。

群山農事組合は、開港場群山を拠点に肥沃な穀倉地帯に土地所有権や抵当権などを獲得していった日本人地主の土地集積方式の一特徴を克明に現わしている。群山地域は日本人巨大地主の密集地帯としてよく知られているが、そこに進出した日本人地主は効果的な土地集積のため、群山農事組合という地主団体を設立するようになった。そして同組合は、設立当初から土地所有権の法的確保をスローガンとして積極的に活動したが、前記の二つの法律の施行、さらに「韓国併合」による完全な植民地支配体制の整備と「土地調査事業」（以下、「事業」と略す）の実施に伴い、土地所有権に対する法的安全装置が整えられると、次第に農場経営上の情報交換や地域レベ

ルでの小作争議への共同対応を図ろうとした。群山農事組合の設立と活動は、「韓国併合」前後における日本人地主の土地集積過程と小作制農場経営の推移をよく示しているといえよう。

二 設立

(1) 背景

ここでは、まず群山農事組合の設立背景を当時の土地買収状況と実際の売買慣行に関連して考察してみよう。

群山地域の日本人地主の土地投資を奨励した各種の宣伝出版物のなかには、土地買収の際に留意すべき事項について、「最も心懸くべきは経営の根拠地を定め他の先進経営者と衝突紛雑を来さざる地区内にありて急かすらず着々として買収の地歩を拡張するに有り⁽⁸⁾」とし、何よりも日露戦争以前に朝鮮へ進出した地主との衝突を回避する範囲での土地集積を勧誘している。しかし、実際には日露開戦を契機とした異常な土地購入熱の高揚のため、日本人地主の間の頻繁な衝突や二重売買による混沌状態が続けられたようである。

当時の日本人地主の土地集積は、抵当(高利貸)を中

心とした収穫予買や使用権を買収するという方法で広範に行われたが、抵当以外にも現金購入による朝鮮人名義の借用や土地使用権の獲得、そして当時の貨幣である白銅貨の偽造や人參の盗取・密売、さらに穀物取引の際の不当量定などのあらゆる手段が用いられた。⁽¹⁰⁾土地集積の時期は、「従来ヨリ邦人ノ購入セシ期間ハ種々アリテ一定セズ甚シキハ稲作刈取ノ十日余日以前ニ於テ其土地ヲ売却シ收穫物ノ二分ノ一ハ当然小作料トシテ地主ニ提供スルカ如ク其他金銭ニ窮スレバ時ヲ選バズ土地ヲ売ル状況ナリ⁽¹¹⁾」と記されているように、一定したものではなかった。開港以後の商品貨幣経済の伸展という新しい変動の中で、一部の朝鮮人小土地所有者は、生産物租税の貨幣租税への転化、家内手工業の破壊による生活必需品の購入、営農資金の増大などによる貨幣需要の拡大に伴い、当面の解決策の一つとして日本人の高利貸事業に依存せざるをえなかった。それを利用した日本人の強引な土地集積が盛んに行われたことがうかがえる。

さて、日本人地主の土地集積は当時の土地売買慣行に基本的に制約されていた。当時の土地の種類としては、大きく耕地、休耕地、荒蕪地、芦田、塩田、林地、沼地

などに分類されていたが、既墾地（起耕地）の場合には従来から所有者が保持している文記を購入し、その事実を新たに文記に記入することによって、また未墾地（未起耕地）の場合には自家の開墾によってその権利が保障されていた。なお、農民が土地を開墾しようとするには、まず適宜の荒蕪地を選定したうえ、村内に多少の酒肴料を出し洞長（村見）の承諾を得て開墾に着手し、開墾二年目には郡衙に届出で収税反別を定めるとともに、類抄（郡衙備付の土地収税台帳）に登録して納税を済ました。そして開墾者はその領収書を洞長に示し、村に備え付けられている中抄（地稅取次台帳）に記入することによって、はじめて土地所有権が確定される。当時の土地所有権の標識は、既墾地の場合は文記、未墾地の場合は類抄と中抄に記入されていることと、年々の納税書のみであった。⁽¹³⁾

こうした土地に関する慣行のために、耕地の売買契約は、まず地券である（旧）文記と納税書、そして洞長、知事人（世話係）、時尊位（年寄頭）などの村吏および文記の執筆者が保障連印した新文記（新売渡証）を購入することによって成立した。但し、開墾や文記の紛失に

よって（旧）文記がない場合には、新たにその始末を記した新文記と納税書を購入することによって行われた。そして所有権の認定手続は、まず納税期に新旧所有者が郡庁の都捧所（収税所）に出頭して契約事項を口頭で申出で、類抄記録の所有者名義の書換を請い、新所有者の名義で納税を行ったあと、新所有者はその納税書を洞長に提出して中抄の名義書換を改めて為すことによって、土地所有権が認められるようになった。⁽¹⁵⁾

さらに土地集積方式は、日本人が直接に土地売買の交渉に乗り出したのではなく、独占的な買手として村落の代理者を呼びつけて、一方的な主導の下で行われた。つまり、「本邦人ヨリ進デ購入ノ交渉ヲナスニアラズ本邦人ニシテ土地ヲ購入スルノ意志アルモ示ストキハ村落ノ代理者ハ耕地ヲ売ラントスルモノヲ代表シ小ハ何十斗落ヨリ大ハ何千斗落ヲ売渡サンガ為ニ二三里若クハ五六里ノ遠方ヨリ邦人所在地ニ来リ買入人ヲ求ムルナリ本邦人ヨリ自カラ進デ此地ヲ求メタキ故ニ讓渡セヨト云フガ如キ方法ニアラズ」と記されているように、村落の代理者が、「耕地ヲ売ラントスルモノヲ代表」して日本人との間の土地売買交渉を行い、その文記の手渡過程で頻

繁な二重売買が行われたのである。

ところが、こうした二重売買の原因について、当時の日本人地主側の資料は次のように述べている。すなわち、「韓人の本邦人を見るや何れの日本人も農事経営者の如く観察せり、而して彼等の土地を売却し若しくは抵当せんとするや、その態度は恰も魚類、野菜の類を売り歩き若しくは薪炭の類の売り歩きと同様にして、文記目録を携え此処彼処と本邦人の間を徘徊し少しにても割方の善き對手を発見せんとして百方に奔走して殆ど労苦を厭ふ事なし、さらば本邦人の居留地に移住するやその土地買収者たる事を標榜し又農事経営者たることを広告せざるに先にだち土地を売却せんとし、若しくは土地を抵当と為さんとする韓人早くも其門前に市を為して来るべし¹⁷⁾」とし、朝鮮人の土地所有意識の欠乏や前近代的な土地売買慣行にその原因を求めている。

しかし、この主張には朝鮮人側の積極的な対応の姿が読み取れる。事実上の国権喪失という植民地化過程のなかで、朝鮮農民は、全国的な範囲で義兵を組織して日本人農場を襲撃するなど多様な対抗策を探っていたが、そのなかで、従来の土地売買慣行を利用しながら、自分の

土地を高く、さらに複数の日本人に売り出すという発想が流れたのは十分考えられる。朝鮮農民は日本人地主の土地買収に対して、「倭奴は三百幾十年の昔、朝鮮に攻めて来て最初は勝つたが、終ひには敗けて本国に引揚げて了まつた。今度も最初は勝つが終ひには敗けて引揚げて了まふに違ひない、さうなると如何に買ったものでもまさか土地を持つて帰る訳にゆかず、その僅に放つてゆくに極つて居るからその時は取戻せるでないか。今売つて金を取つて置く丈けが得だ¹⁸⁾」とし、大規模の土地を転売しており、その過程のなかで文記の偽造などが頻繁に行われたのである。いずれにせよ、二重売買という混沌現象は日本人地主の過剰投機熱によるものであり、かつ強引な土地集積過程から生じた結果でもあった。

そこで、群山地域の日本人地主は「団体を組織し相互の紛擾を未発に防ぎ以て此重要な経営の根柢を確実に相提携して斯業前途の改善拡張を計るの必要を生じ其方法として農事組合を組織する¹⁹⁾」とされているように、日本人地主の間の土地所有権の調整機関として群山農事組合を組織するにいたる。

(2) 組織

組合の発起人は、日露戦争以前から群山地域を拠点に商業活動や土地集積を行った宮崎佳太郎、小光光利、中西譲一、原田松茂、熊本利平、嶋谷八十八であった。第一回創立総会は、一九〇四年四月一四日、民会事務所で開催されたが、総数一九名が参加し、「規約」起草委員として中西、小宮、宮崎を選出した。そして、同二九日の第二回創立総会では「規約」と「細則」を満場一致で可決した。「規則」によると、組合の設立目的は、「農事ノ改善振興ヲ図リ組合員ノ利益ヲ増進スル」ことにあるとして、最大目的は、「大体に於て農事の改善振興を計るにありと雖も、現今常務として実行しつゝあるところのものは組合員が各自に買収せる地所をその保管せる台帳に登録するにあり、即ち組合員の所有地登記所にして相互の衝突を避け彼我の紛雜を避くるの效果は極めて多大なるものあり」といわれるように、二重売買を避けることにあった。

そのため、まず組合は「規則」のなかに「組合員ノ従事スル農事調査統計ヲ為シ参考トナルベキ事項ハ之レヲ組合員ニ通報ス」、「組合員所有若クハ抵当ノ土地台帳ヲ

備へ台帳登録ヲ以テ其所有權若クハ抵当權ノ確保トス」、

「土地台帳ハ登録及登録取消ノ都度理事庁ニ届出ルモノトス」、⁽²⁴⁾「組合員ニシテ台帳登録ノ土地ヲ侵害セラルトキハ本組合ニ於テ其權利ヲ擁護ス」という項目をそれぞれ設け、土地登録業務を開始した。つまり、組合は土地台帳への登録と理事庁に届け出ることを通じて組合員の土地所有権を公的に確保するとともに、買収した土地の里名、字号、面積、四標、売主の氏名などを調査・登録して組合員に閲覧させる方法で、二重売買の弊害を防ぐようとしたのである。

そして組合員の登録事項について、「細則」には、「本組合員ハ其所有若クハ抵当權ヲ有スル土地ヲ組合土地台帳へ登録ノ為メ一枚若クハ一点毎ニ左ノ各項ヲ詳記シタル通知書ヲ組合事務所ニ差出スベシ」とし、その通知書には、土地種別（水田、畑、陳田、芦田、荒地、沼沢、溜地、山地、宅地、家屋、塩田の区別）、斗落数、結税額、所在地（土地所在の郡、面、洞、里、坪、各号字及び居住地名）、旧所有主の住所姓名を記入した。⁽²⁵⁾

組合員の資格は、「群山理事庁管轄内ニ於テ農業ニ供用スベキ土地ヲ所有スル日本人ニ限ル」と⁽²⁶⁾とされている。

ところが組合員は、後述の土地登録面積や進出地帯によると(表1参照)、肥沃な既墾地帯(田・畚)に多く土地集積を行った、いわば既墾地型地主を中心に、未墾地帯(陳田・芦田・荒地)の開墾や干拓事業を農場経営の方針とした、いわば未墾地型地主を含めて構成されたと考えられる。⁽²⁹⁾ そのため、のちに群山農事組合は既墾地型地主が主導した既墾地での品種や施肥の改良試験を目的とした水原農事試験場支所の開設問題をめぐって、水利灌漑施設の早期調査を主張した未墾地型地主が強く反発するなど、⁽³⁰⁾ 組合内部には相互の意見衝突も生じるようになる。しかし設立段階での両類型の地主は、すでに確保した土地所有権や抵当権などに関する法的所有を最優先視したため、組合創立に向けての共通の利害をもっていたと思われる。この段階では、日本人地主は何よりも朝鮮人側の反日行動や二重売買を防がなければならなかったのである。

組合組織としては、組合長一名、幹事二名、評議員二名をおき、その任期は一年(重任可)であった。議決機関としては組合総会、評議員会が設けられたが、評議員会は「組合員ノ争議及び其他常務ニ関スル重要ナル事

項ヲ評定議決⁽³¹⁾」し、組合員の「権利擁護ノ請求アリタルトキ評議員会ニ於テ直ニ委員ヲ選ビ調査ノ上適宜ノ処置ヲ為スモノトス⁽³²⁾」という機能を果たした。組合長、評議員は総会で選出し、幹事は評議員のなかから互選した。組合長は組合を代表し、幹事は組合長の補佐役を勤めた。さらに組合には名誉顧問制度も設けられたが、主として農事専門家が任命された。

設立当初の役員は、組合長が中西譲一、評議員が嶋谷八十八、原田良八、小山光利、原田松茂、熊本利平、宮崎佳太郎、笠井建太郎(幹事は笠井)であった。そして、一九〇五年三月の役員改選の結果、組合長は宮崎佳太郎、評議員は中西譲一、嶋谷八十八、原田良八、小山光利、原田松茂、熊本利平、宮崎佳太郎、笠井建太郎、佐藤政次郎(幹事は佐藤)を選出した。また、一九〇六年三月の総会では、組合長が佐藤政次郎、評議員が宮崎佳太郎、嶋谷八十八、田辺浩、笠井建太郎、熊本利平、野尻安、今井讓次郎(幹事は佐藤)をそれぞれ選出した。組合の役員は、設立発起人がほとんど占めていることがわかる。また、組合の財政は毎期の分担金として運用されたが、各地目別分担金は、水田(畚)・畑(田)は一厘五毛

(二斗落当り)、陳田・芦田・荒地は一厘(一〇斗落当り)、山地は一銭(二筆当り)、家屋は二厘五毛(一間当り)、塩田は二厘(二庫当り)であった。⁽³³⁾

以上のように、「韓国併合」以前に朝鮮に進出した日本人地主は、相互の二重売買による損害を事前に防ぎ、法的対応と買収地の合理的な管理のために、群山農事組合という利益団体を組織した。日本人地主の土地集積過程は、国家・県・個人(会社)というそれぞれの進出主体によって多様な形態をあらわしていたが、そのなかで、群山農事組合は個人レベルの地主が買収対象地を集团的に調整し、買収後の登録業務も遂行した、いわば土地登記所の役割を演じた。今後、日本人地主の土地集積過程を追究していく際、われわれは群山農事組合のような地主団体の役割も視野に入れなければならないだろう。⁽³⁴⁾

三 活動—『群山農事月報』の検討を通じて

群山農事組合は、一九〇四年八月、まず設立と同時に「群山地方に於ける農事の発展に伴ひ農事組合の事業も漸次其緒に就かんとするの場合に際し茲に月報を発行して我が組合の間に於ける重要な出来事及組合員の経営

に係る農場の作況等を報告して農事改善の一助となさんと欲す⁽³⁵⁾」という趣旨のもとで、『群山農事月報』を発行する。以下では、『月報』の検討を通じて同組合の具体的な活動内容を把握しよう。⁽³⁶⁾

(1) 土地登録業務

組合は、まず土地集積過程のなかで続出した朝鮮人との衝突に危険性を強く感じ、その対応策を官憲側に要求する。一九〇四年一月二五日、組合は「群山地方農事の発展に伴ひ内地在住本邦農業者の数漸く多きを加ふるに至りたるが之れと同時に右等の内地在住者が韓人の迫害を蒙り生命財産の上に種々の危険を感じるの出来事頻々として各地に続発し其影響せる処頗る甚大なるものあり⁽³⁷⁾」という趣旨の「内地在住本邦農業者保護の件」を日本政府と公使に提出した。その結果、各地には憲兵や警察駐在所が開設され、組合は土地買収のための武力的な安全装置を獲得した。

ところで、群山地域に進出した日本人地主は利益団体として群山農事組合を設立したが、一九〇五年四月、江景地域にも同様な性格の江景土地組合が設立された。こ

ここで、両組合は管轄区域が互いに重なっていたため、それぞれの管轄区域や登録事務の移管をはかり、連合組織として群馬土地連合組合を組織するようになった。

江景土地組合の設立に対して、まず組合は、四月九日、評議員会を開き、「其登録区域は我群馬農事組合の登録地区と同じく群馬領事分館の管轄地を包括せるものにして同一の区域内に於て二個の土地登録所を生じたることとなりたり従ふて将来種々の紛議を生ずべき原因となるべき恐ありて其影響せる所尠ならず⁽³⁸⁾」とし、同組合の認可取消を領事分館に要求した。しかし、横田分館主任は両団体の連合を主張し、双方代表者の協議会を開くよう指導した。そこで、五月一三日、江景土地組合の松永、藤崎、浅野、群馬農事組合の宮崎、中西、小山、佐藤、嶋谷、熊本は、「両組合の間に登録地区を区画し互いに侵犯せることなからしめ尚両組合は連合規約の下に協同して共通の利益を計ること⁽³⁹⁾」に合意し、翌日に坂上(当時の江景土地組合長)も参加して連合組合規約草案を作成した。その結果、群馬農事組合は、五月二十七日、臨時総会を開いて「群馬土地連合組合設置の件」を満場一致で可決するにいたる。

群馬土地連合組合は、七月二六日、連合組合評議員会を開き、「群馬土地連合組合規約並細則」を協定するとともに、多田分館主任を連合組合長として選出した⁽⁴⁰⁾。これによって、群馬農事組合は従来の「規則」と「細則」に改正を加えるようになった。また代表者会では、領事分館に「両組合に於て登録済となれる所有権又は抵当権に關し将来疑義を生じ領事分館に於て之を裁決せるの場合に際しては予め其組合の意見を諮問ありたき様其筋に具申せること⁽⁴¹⁾」を要求し、それぞれの組合の利益を確保しようとした。その結果、両組合の間には登録地区の分割作業が為され、登録事務の引継が行われた⁽⁴²⁾。たとえば、群馬農事組合の代表的な地主の一人である藤井寛太郎の所有地の一部(恩津郡三四八斗落、魯城郡一二三斗落、礪山郡一二五斗落、石城郡二二一斗落、公州郡四一九斗落)は、この際の分割によって群馬農事組合から江景土地組合に移管されるようになった⁽⁴³⁾。

また『月報』には組合公示事項として、毎月の組合への新入会者や脱会者の推移、組合員の出身府県別調査表、登録地所一覽表などが掲載されているが、そのなかには一部の売渡人の氏名の確認も可能である。(表1)は、

(83) 日本人地主の土地集積過程と群山農事組合

(表1) 群山農事組合の土地登録面積と組員

	畚 斗落	田 斗落	陳田・芦田・荒地 斗落	山林 筆	家屋 間	塩田 庫	総価格 円	組員 人
1904.5	24,644	484	1,171	9	0	0	249,829	45
1904.12	83,900	2,750	3,933	22	0	0	653,590	73
1905.12	111,510	5,875	4,998	24	0	0	940,702	99
1906.12	144,783	11,479	7,178	75	1,485	799	1,303,552	125
1907.12	169,161	21,434	9,078	115	2,436	1,170	1,386,344	165
1908.12	192,940	25,960	11,200	176	2,640	1,170	1,643,135	188
1909.12	204,737	26,157	12,293	176	2,640	1,170	1,763,317	196
1910.8	184,737	26,157	12,293	165	2,426	949	1,961,608	196

出典：「群山農事組合概況」『朝鮮視察書類』（全羅北道之部ノ二）1910年10月より作成。

(表2) 群山農事組合の登録地の郡別分布（1910年8月現在）

	畚 斗落	田 斗落	陳田・芦田・荒地 斗落	家屋	山林	塩田
沃溝	19,180	1,750	2,010	333	43	949
臨岐	40,575	5,140	2,445	721	36	0
益山	46,641	9,882	3,838	1,075	67	0
金堤	33,872	2,782	717	96	5	0
萬頃	13,105	2,434	871	102	12	0
咸悅	823	508	1,130	9	0	0
金溝	5,601	271	0	0	0	0
古阜	9,997	448	76	0	0	0
扶安	5,248	123	14	57	2	0
泰仁	5,317	2,125	0	0	0	0
全州	3,308	625	0	0	0	0
石城	233	0	0	0	0	0
恩津	1,596	24	0	0	0	0
公州	419	0	0	0	0	0
林川	40	15	1,180	25	0	0
魯城	123	0	0	0	0	0
礪山	450	12	2	0	0	0
扶餘	4	0	0	0	0	0
韓山	5	5	0	0	0	0
舒川	200	14	14	10	0	0

出典：(表1)と同じ。

(表3) 群山農事組合の出身府県別組員数

府県名	員数	府県名	員数	府県名	員数	府県名	員数
熊本県	33	三重県	6	群馬県	3	福井県	1
山口県	33	京都府	6	大分県	3	愛媛県	1
広島県	16	新潟県	5	石川県	3	長野県	1
大阪府	14	和歌山県	5	岐阜県	2	埼玉県	1
長崎県	14	岡山県	5	徳島県	2	北海道	1
東京府	10	愛知県	4	静岡県	1	鳥取県	1
兵庫県	8	鹿児島県	4	滋賀県	1	福島県	1
福岡県	6	佐賀県	4	島根県	1	合計	196

出典：(表1)と同じ。

(表4) 群山農事組合の土地登録者と所有面積(1910年8月現在)

氏名	代理人	番	田	計
大倉喜八郎	田中一熙	2,404.0	9.3	2,413.3
細川護成	黒田二一	891.5	90.5	982.0
藤井寛太郎		840.0	66.1	906.1
大隅與一	技吉元信	769.1	10.7	779.8
楠田義達		474.6	10.0	484.6
真田茂吉		418.0	47.3	465.3
樹富安左衛門		318.3	52.4	370.7
川崎藤太郎		315.2	53.4	368.6
中柴万吉		285.3	74.6	359.9
宮崎佳太郎		349.9	6.7	356.6
嶋谷八十八		260.2	61.1	321.3
本山彦一	熊本利平	190.3	54.7	245.0
前田恒太郎	大森五郎吉	209.7	6.7	216.4
児嶋大吉		178.4	39.0	217.4
藤田俊一	橋本央	202.3	0.0	202.3
大森五郎吉		194.9	3.5	198.4
熊本利平		156.9	26.0	182.9
田中長三郎	熊本利平	164.0	0.0	164.0
今村一次郎		97.4	53.7	151.1
高田トミ	佐藤福太郎	149.7	0.0	149.7
松永安左衛門	熊本利平	144.3	0.0	144.3
金子圭助	木村東次郎	124.9	0.0	124.9
木庭璞也		114.2	7.5	121.7
吉田永三郎		107.5	12.6	120.1
佐分頰一郎	熊本利平	120.0	0.0	120.0
牛場卓蔵	熊本利平	114.5	0.0	114.5
井上工一		64.9	15.5	80.4
岩下清周	熊本利平	103.7	0.0	103.7
大池忠助		100.7	0.0	100.7
高久敏夫	岡田滝次郎	97.9	0.3	98.2
林竜太郎	熊本利平	97.4	0.0	97.4
甲斐只雄		85.3	2.5	87.8
藤本清兵衛	熊本利平	84.5	0.0	84.5
片桐和三		63.1	20.8	83.9
橋本央		68.6	2.8	71.4
相川藤平	岡田滝次郎	60.0	0.0	60.0
森久商会	森井亀之助	68.0	0.5	68.5
森谷元一		50.5	13.3	63.8
本松光雄		55.6	4.3	59.9
猿凡又左衛門	佐藤福太郎	57.5	0.0	57.5
鈴木樹次郎	熊本利平	55.2	0.0	55.2
梶原貞三郎	森谷元一	55.0	0.0	55.0
益田安雄	宮崎林六	37.0	16.7	53.7
細川清若		47.6	2.9	50.5
田坂佐三郎		47.8	2.5	50.3
笠井建二郎		47.3	2.7	50.0

出典：(表1)と同じ。

組合の土地登録面積と組合員数の推移を示しているが、それによると、各地目別の所有面積が持続的に拡大していったことがわかる。また投資総額は、設立当時の二四九、八二九円から一九一〇年八月現在には一、九六一、六〇八円に達しており、組合員数も四五名から一九六名に増加したことが確認できる。そして(表2)は、組合員登録土地の各郡別分布を示したものであるが、組合の所有地は全北の平野地帯である沃溝、臨陂、益山、万頃を中心に忠南にまで拡大していったことがわかる。

(表3)と(表4)は、組合員の出身府県別分布と有力な土地登録者(五〇町歩以上)の所有面積を示している。組合員一九六名のうち、その大部分は熊本県、山口県、広島県、大阪府、長崎県などを中心とした西日本出身者であり、東京府やその他の県出身者も含まれている。

また土地登録者を見ると、大きく日本国内の資本家(財閥)や華族、在朝日本人商人、日本地方の地主・商人として分類できるが、一九二〇年代以後に作成された全北地域の地主名簿から確認できる大地主がほぼ網羅されている⁽⁴⁾。これは、日本人大地主の朝鮮進出がすでに「韓国併合」以前の時期に行われたことを物語っていると見え

よう。

また(表4)のなかには、土地登録者の代理人というものが存在しているが、代理人とは他の資本家の土地買収を代わって行った場合、またはその土地所有者が代理人に小作制農場経営を依託したことを意味する。当時、日本人大地主は農場経営の利益が一定水準に達するまで、たとえば熊本利平のような早期の朝鮮進出者や朝鮮事情に詳しい日本人大地主に依託経営させた事例が多かったのである。この時期に土地集積を行った日本人大地主の一特徴としては、前述したような大規模土地所有者が多く存在していたこと、また一部では直ちに農場経営に着手するのではなく、収益の推移を確認するために他の日本人大地主に依託経営させたことが挙げられる。

(2) 農場経営

一方、組合は設立本来の目的である買収地の登録業務の以外に、合理的な農場経営のための諸活動を展開する。まず組合は、設立直後から小作制農場経営上の各種情報の交換のために農談会を定期的に開催したが、講師としては農商務省技師安藤廣太郎、林弾作二(五月二八日)、

大阪毎日新聞社社長本山彦一、群山領事分館主任多田(七月二三日)などが招かれた。

また組合は、一九〇四年二月二日、日本国内で輸入税を増額しようとする動きに対して、「輸入穀物税案否決陳情書」を貴衆両院の各議員に発送した。組合員は土地買収による農場設置とそこから得られた小作米の搬出に小作農場経営の利益を求めていたからである。「陳情書」の内容は、「第二十一帝國議會提出の輸入穀物税増徴案は在韓農業者に対し非常の大打撃なると同時に日韓貿易の上に多大の障害を与ふるのみならず本邦内地に於ける大多数の国民は右増徴の結果として巨額の負担を増加せることとなり頗る失当の徴税たる⁽⁴⁵⁾」というものであったが、さらに組合は各地の商業會議所などにも同様の通知書を送って反対運動を繰り広げた。そして、商業會議所連合会が主導した穀物輸入税の廃止運動の際には、その経費の分担金として三〇〇円を支出した⁽⁴⁶⁾。

さらに組合は、所属組合員が耕作栽培する農産物の見本を組合事務所に収集・保存し、購買組合を組織して農産物の種子、農具、肥料なども共同購買するなど合理的な小作制農場経営をはかろうとした。そして『月報』に

は、組合員の農場経営状態やその農況を掲載したが、その報告様式は次の通りである⁽⁴⁷⁾。

農場所在地

温度(最高、最低、平均)

晴雨日数(晴、雨)

雨量

蒸発量

水田灌漑水実況

水田の除草(度数、時期)

水田の施肥(度数、種類、分量、比較成績)

水田病虫害(種類、発生時期、駆除法、被害の度)

稲作の成績(前年比較、平年比較、稲の種類成績)

このように組合は、土地登録事務以外にも農談会の開催や農業界の動向を伝達しようとしたが、組合の活動はあくまでも土地所有権の安定的な確保に最大の目的が置かれていた。すなわち、「本組合に於ては始終一貫して登録事務を整頓し組合員の所有権及び抵当権を確保せるに勉めたる⁽⁴⁸⁾」という記述は、二重売買を事前に防いで土

地所有権を確保することが組合の中心的な活動内容であったことを物語っている。土地所有権の獲得後、組合は合理的な小作制農場経営のための情報交換も行ったが、それよりむしろ朝鮮人側の根強い抵抗を根底から抑圧するのが急務であったのである。そしてその背景としては、組合員の所有地が肥沃な既墾地を中心としたものが多かった関係上、大部分の組合員は多額の費用がかかる収穫物の増産策を奨励するより、小作人から確実な小作米を徴収する方針に向かったことが指摘できよう。

こうした組合の方針は、韓国農業と農法に対する認識の転換からも窺えられる。日本人地主は日本農業の優れた農法を朝鮮に導入して朝鮮農業を発達させようとしたと主張しているが、それに対して、熊本利平は肥料施肥問題と関連して、次のように寄稿している。すなわち、「従来我々邦人の多くは韓人の農業と云へば徹頭徹尾拙劣なるものとし全然之を排して根底より日本流に改めざる可からざるもの、如く見做し居りしも近来に及び漸次韓国の農事に通ずるに従ひ韓人必ずしも農法に迂ならざるを發見するに至れり現に昨年及び今年の成績に就て見るも概して本邦農夫の耕せる米田は却て韓人のものに

見劣れり今後多年我が農夫が研究怠らず実験を積む後は知らず目今の所にては其手腕到底韓人農夫に若かずと断言するも決して過言に非らずと信ず茲に於てか吾人は以来等閑に附しざる韓人の農法を漸く真面目に研究するの必要を感じるものなり」という記述は、既存の朝鮮農業への無知や偏見とは異なるものとして、日本人地主の土地集積過程と移民事業の失敗による小作制農場経営への転換という構図を考える際、注目に値するだろう。

そして組合は、登録事務を促進すると同時に、小作制農場経営を積極的に奨励するようになった。日本人と朝鮮人農家の経営状況について、「本邦農夫の成績が韓人に比して寧ろ劣等なることを告白せざるべからず……本邦農夫は此自然の現象を解せず韓国の農事を以て一概に幼稚なるものと誤解し無暗に故国の園芸的農法を実行せんとするの傾あり……除草に於て本邦農夫は全く無能なり本邦流の除草は韓国の如き雑草の蔓延甚だしき水田に於ては殆んど何等の効能なし要するに本邦農夫は今後数年間の習熟を積むにあらざれば彼等が希望する如き成績を認むること難かるべし」という佐藤政次郎の「告白」⁽⁵⁰⁾は、日本人地主がいわゆる「善良な日本人」の導入によ

る自作経営も目指したが、結局は、朝鮮人小作農による小作制農場経営へと方向を転換しつつあったその間の事情をよく現わしている。そこで、組合は利益第一主義に基づいて強引な小作米徴収を契機に発生しうる小作争議に共同対応していくのである。

(3) 小作争議対策

組合の主な活動が土地登録業務から合理的な小作制農場経営のための情報伝達へと変わりつつあったことにつれ、『月報』には土地登録事項に関する記事だけでなく、次第に土地買収後の農場経営や区域内の小作人対策に関する記事が多くなっていく。例えば、一九〇五年一〇月、楠田農場で小作料率の算定をめぐる地主と小作人との衝突について、『月報』は次のように書いている。⁽⁵¹⁾

去十月十三日組合員楠田義達氏は臨陂郡蝶山里なる同氏農場に出張し一応巡察の上翌十四日小作人と本年度の小作米に就て協議する処ありしが小作人は最初より多勢押寄せ来り種々口実を設け不当の強請を為して止まず之に対して同氏は大に説諭に努めたれども肯ん

ぜざるのみか其翌日に至りては小作人等却て勢力を張り鐘鼓を打ち鳴らして人を集め終には数百人集団し多数を頼で不穩の状況を示せるのみならず同氏の家屋に侵入し罵言乱暴に及びざる旨報告ありざるを以て本組合に於ては同月十八日臨時評議員会を開き席上楠田氏の口頭陳述を聞き種々協議の末当局者の応急処断を促すことに決し評議員一同領事分館に出頭して種々事情を具陳したるが当局に於ても右不穩の情報に接し韓国警察署と交渉の上本邦警官五名韓国巡查総出にて同日直に同所に出張関係せる頭民以下二三の重立つ者を捕縛して帰署したり

小作争議に関する従来の研究は、資料の関係上、主として三・一運動以後の三南地方を中心に拡大した争議に分析の重点が置かれているが、⁽⁵²⁾すでにこの時期にも小作争議が活発に展開されたことは興味深い。楠田農場の事例は、「韓国併合」以前においての小作争議の展開様相、そして組合の評議員会や官憲側の対応策などをよく示す資料であるといえよう。

また、組合は組合区域内での小作争議に対して共同対

応したが、一九〇六年二月、中西農場での小作人による農場事務員の暴行行動についても、小作人の取締を要求する請願書を提出した。少し長くなるが、評議員会が群山理事庁に提出した請願書の全文を引用してみよう。⁽⁵³⁾

拜啓去一月二十三日本組合中西讓一農事事務所出張員湯上吉太郎木村改市二名に対し沃溝郡元政里小作人等の加へたる暴行事件の顛末に就ては其詳細は既に御承知済の事と相信じ候に付茲に省略仕候得共元來同事件の如く全村数十名の小作人協同して賭租を怠納せるのみならず剩へ地主の代表者たる出張員に対して種々の脅迫暴動を厚へ木村は幸にして九死の中に一生を得たるも湯上の如きは重傷を負ひて半死半生の姿となり其創傷今日に至るも平癒せざるの現況にありて其事態甚だ軽からず其暴動連累者等に対しては迅速に嚴重なる処分を断行し直に善後の方法を実行せざるべからざるは云ふ迄も無之事にて若し其処分を緩怠するに於ては群山方面農事発展の趨勢に不良の影響を及ぼし其關係するところ尠少なからざると在候就ては至急御調査の上右暴行者に対し適當の処分を加へ将来を戒め当方

面農事の發展に障害を与へざる様御取計相願度右本組合評議員会の決議に依り奉請願候也

明治三十九年二月十三日

群山農事組合

幹事 佐藤政次郎

評議員 小山光利

同 島谷八十八

在群山

副理事官鈴木榮作殿

以上の楠田農場と中西農場の事例は、群山農事組合が設立直後の土地登記所的な役割から次第に小作制農場経営のための情報交換、とりわけ小作争議に共同対応しようとするものへ性格が変更されつつあることを示している。それは、統監府が「土地家屋証明規則」と「土地家屋所有権証明規則」を韓国政府に強要し、それによって組合設立当初の最大の不安定要素である土地所有権の法的保障問題が一応「解決」されたことを意味する。そしてその背後には、日本人地主がめざした自作経営（または移民入植）による「朝鮮農業の日本化」が、前述した

ような農耕地の地質、農法、気候などの相違のために失敗し、さらに農場経営の方針が朝鮮人農家の使役による小作制農場経営に変わることに伴い、そこから発生する小作争議に対する集団取締という方向に転換していったといえよう。

四 おわりに―解散をめぐって

以上、群山農事組合の設立過程とその活動を概略的に検討してきたが、この時期の日本人地主の土地集積過程の特徴との関連でまとめると次のようになる。

日露戦争前後の日本の朝鮮侵略は、強力な軍事力を背景に政治、軍事、社会経済、文化などの諸方面にわたって周密に行われた。統監府は、全国的な範囲で昂揚した義兵運動を徹底的に弾圧し、従来の権力機構を統監府権力の下に従属させるとともに、社会経済的には貨幣整理事業や駅屯土調査事業などの実施を通じて朝鮮経済構造を再編成しようとした。そして、こうした朝鮮経済の再編成過程は、「新たな領土」、すなわち朝鮮で高率の利益を上げようとした日本人商人・地主階層の急速な朝鮮進出にあいまって、いっそう加速化される。日本人地主の

土地集積過程は、国家、県、民間などの多様な進出主体によって、また既墾地帯や未墾地帯を対象として、しかも強引な売買手続きによって進められたと集約できるが、そのなかで、群山農事組合は既墾地型地主が当時の土地集積過程で多く発生した二重売買を組織的に防止し、土地所有権・抵当権などを法的に確保しようという目的で組織したものである。

組合は、二重売買を阻止するため、組合員の投資力を土地購入以前に申告させ、それに応じて土地買収の勢力範囲を決定し、また買収対象地の地目、斗落数、結税額、土地所在地、売主の氏名などを調査・登録して組合員に閲覧させた。しかし組合の活動は、土地所有権制限の撤廃を契機に初期の土地登記所的な役割から次第に買収後の小作制農場経営のための相互情報交換や小作争議に共同対応しようとするものへ変化していった。その段階では、当初の設立目的であった土地所有権の法的確認問題は、「土地家屋証明規則」と「土地家屋所有権証明規則」の公布によって保障されたのみならず、さらに相互の衝突原因としての土地集積範囲の調整作業もほぼ終わったからであろう。

一方、組合は「韓国併合」による武断統治体制の確立と「事業」の施行によってその本来の存在意義が徐々に消失し、結局解散にむかっていく。組合の解散そのものについてはまだ不明であるが、土地登録面積が一九一〇年八月末まで集計されていることを考えると、おそらく「韓国併合」前後の時期までは存続していたと思われる。そして解散後は、「事業」の実施による土地所有権の最終的な法的確認過程を経ながら、農会組織に編入されていくと推測される。多数の組合員は、以後も朝鮮農業界の重鎮として多方面にわたって活躍しており、また多くのメンバーが韓国中央農会に加わっていることなどを考慮すると、組合は次第に農会に吸収されたと認められる。なお、「事業」の目的は日本人地主の土地所有権のみならず、一部の朝鮮人地主のそれも確認させることによつて、植民地支配権力の同伴者として積極的に活用しようとしたことであつたが、農会には朝鮮人地主も新たな組織の構成員として加えていく。日本人地主は地域レベルにおける合理的な小作制農場経営のために、「事業」ののち、朝鮮人地主を同一団体に包摂し、小作争議などの小作人側の抵抗に組織的に対処していこうとするので

ある。群山農事組合の設立から解散までの活動は、「韓国併合」前後における日本人地主の土地集積過程と小作制農場経営の推移をよく示しているといえよう。

(1) 同条約第四条には、「英国人租界以外ニ於テ土地家屋ヲ賃借若クハ購買スルニハ租界ヲ離ルコト韓国里程十里ヲ逾ユルヲ得ズ」と規定された。

(2) 各理事庁管内の農業および農業関係の会社、組合（一九〇六年七月現在）は、統監府農商工部農林課「韓国ニ於ケル農業ノ経営」一九〇六年、八九〜九一頁を参考。

(3) 代表的な研究としては、浅田喬二『日本帝国主義と植民地地主制』御茶の水書房、一九六八年などを参照。

(4) 例えば、張矢遠『日帝下大地主の存在形態に関する研究』ソウル大学大学院博士論文、一九八九年、金容燮『韓国近現代農業史研究—韓末・日帝下の地主制と農業問題—』一潮閣、一九九二年などを参照。

(5) 従来の研究では、日本人地主の土地所有権を認めた法的根拠として、「土地家屋証明規則」と「土地家屋所有権証明規則」の施行を共通的に指摘しているが、それによつて具体的に土地売買契約や所有権確認の手続が何如に変化していったのかについては必ずしも明らかにされたとはいえない。同法律の制定経過や実施後の変化などに関しては、一九一〇年代に実施された「土地調査事業」との関連で別稿で改めて論じたい。

- (6) 三つの進出形態については、木村健二「近代日本の地方経済と朝鮮——一八六九—一九一〇年における」(「朝鮮問題」学習・研究シリーズ第二四号)「朝鮮問題」懇談会、一九八三年を参照。
- (7) これらに関しては、拙稿「一九二〇年代後半期、『二西鮮農場』地域の朝鮮農民運動について」(「朝鮮民族運動史研究」第九号、一九九三年九月)および拙稿「植民地期朝鮮における集団農業移民の展開過程——不農村を中心に」(「朝鮮史研究会論文集」第三三集、一九九五年一〇月)を参照されたい。
- (8) 三輪規『富之群山』一九〇七年、群山新報社、一三九頁。
- (9) 例えば、一九〇九年六月現在、三〇町歩以上の日本人地主一三五名の各年度別土地集積の時期は、一九〇三年以前一三名、一九〇四年二七名、一九〇五年二五名、一九〇六年三四名、一九〇七年二三名、一九〇八年一二名、一九〇九年一名であった(統監府『第三次統監府統計年報』一九〇六年、二四七—二五六頁)。
- (10) こうした土地集積の方法について、神戸正雄は次のように述べている。すなわち、「朝鮮ニ於テ鉅万ノ富ヲ成セル者ノ履歴ヲ聞クニ、市街地ノ買収ニヨルモノ比較的穩当ナル手段ヲ取ルモノナリ。其地ハ高利貸、白銅貨偽造、人參盜取及密売、穀物ノ量目詐偽等ニヨリテ産ヲ興セル者トス」(神戸正雄『朝鮮農業移民論』一九一〇年、三〇頁)。
- (11) 加藤末郎『韓国農業論』一九〇四年、二五一頁。
- (12) このほかにも土地の利用状況によっては、起耕地、基地、森林原野、道路堤防其他の公有地、未起耕地として分類されており、所有権の帰属主体によっては、民有地、国有地、宮内所有地、公有地として分類されていた(不動産法調査会『韓国ニ於ケル土地ニ関スル権利一斑』一九〇七年、一一—一六頁参照)。
- (13) 葛生修亮「韓南土地買入上之注意」『朝鮮之実業』第一二号、一九〇六年六月、四八頁。
- (14) 旧文記の旧とは、同地所売買の際に作られた売渡証あるいは一時的に所有権上の紛議訴訟などがあったときの一件書類をいう。
- (15) 葛生修亮「韓南土地買入上之注意」『朝鮮之実業』第一二号、一九〇六年六月、四八—五一頁参照。
- (16) 前掲『韓国農業論』、二四九—二五〇頁。
- (17) 前掲『富之群山』、一三八—一三九頁。
- (18) 藤井寛太郎「渡鮮より農場経営着手まで」(「藤井寛太郎自叙伝」)。
- (19) 「群山農事組合の起原」『月報』第一号、一頁。
- (20) 「規則」第三条。
- (21) 前掲『富之群山』、一三九—一四〇頁。
- (22) 「規則」第一〇条。
- (23) 「規則」第一条。
- (24) 「規則」第二条。
- (25) 「規則」第三条。
- (26) 「規則」第一条。

(27) 通知書の写本は、日本農商務省編『韓国土地農産調査報告—京畿道・忠清道・江原道』一九〇五年、七三八頁を参照。

(28) 「規約」第四条。なお、当時の群山理事庁の管轄区域は、行政区域分割以前の全羅道北部一帯と忠清道南部一帯であったので、群山農事組合の組合員は全北全州、南原、古阜、金堤、泰仁、益山、臨陂、金溝、咸悅、扶安、茂朱、淳昌、任美、鎮安、万頃、沃溝、井邑、龍潭、雲峰、長水、求禮、忠南藍浦、庇仁、舒川、韓山、保寧の地主が対象となった。

(29) 両類型の土地集積過程と農場経営構造の相連、そして朝鮮農民の対応などについては、取りあえず拙稿『近代朝鮮における植民地地主制と農民運動』一橋大学大学院社会学研究科博士学位論文、一九九四年九月を参照されたい。

(30) 組合は、一九〇五年八月、中西讓一(組合長)を中心に当地への水原農事試験場支所の開設を統監府に請願することを決議しようとしたが、これに対して、藤井寛太郎のような未墾地型地主の組合員は「水原の農事実験場支所を群山に開設せんとする請願は、誠に結構なる計画には相違なし、而し農事実験場の如きは言はゞ箱底式の小仕事にして、自家経営の農場に於て各自の努力に待つも事は足り、何ぞ仰々しく組合総会の決議を俟ん哉、惟ふに我が国策の大宗たる食糧問題の途を講ずるより急なるはなし、而して此の水利事業は凡百の事業中に在て、障道の因縁を有する難業とする所にして、学識経験二方面の蘊蓄ある専門家を

勞せざる可らず、故に此際水利灌漑の基本調査を托すべき技師の派遣を請願するを以て第一義に置かざるを得ず」とし、中西に反論を提起した。こうした両類型の衝突は、既墾地帯と未墾地帯という土地集積地帯の相連と、それに多く制約せざるをえなかった農場経営方針によるものであると考えられる(保高正記『郡山開港史』一九二五年、一一九、一二〇頁参照)。

(31) 「規約」第八条。

(32) 「細則」第六条。

(33) 「細則」第八条。なお、一九〇六年度から水田、畑の分担金は二厘に増額される。

(34) 地域レベルで買取対象地の調整を行った農業団体としては、群山農事組合のほかにも全南木浦の木浦興農協会などが挙げられる。同協会は、一九〇二年、「農事経営者の統一を図る事、不動産所有権又は抵当権の証明申請に関する申請者に便宜を与ふる事、農事経営者に便宜を与ふる事、農事に関する紛議を仲裁する事」などを目的として設立され、一九〇八年には全南農会と改称される(木浦誌編纂会『木浦誌』一九一四年、一八一〜一八七頁参照)。

(35) 「本組合創立以来の成績」『月報』第一号、一頁。

(36) ここで検討する『月報』は、第一号(一九〇五年八月)、第三号(同年二月)、第五号(一九〇六年四月)である。

(37) 「内地在住者保護の請願」『月報』第一号、二頁。

(38) 「対江景土地組合問題」『月報』第一号、三頁。

- (39) 同右。
- (40) 一九〇七年には群山土地連合組合の組合長の改選が行われたが、組合長は天野喜之助、評議員は佐藤政次郎、田辺浩、坂上貞信、松永定次郎であった(前掲「富之群山」、二五〇～二五一頁)。
- (41) 「連合組合評議員会」『月報』第一号、四頁。
- (42) 分割後の両組合の登録区域は次の通りである。まず群山農事組合は、全州、南原、古阜、金堤、泰仁、益山、臨陂、金溝、咸悅、扶安、茂朱、淳昌、任美、鎮安、万頃、沃溝、井邑、龍潭、雲峰、長水、求禮(以上全北)、保寧、藍浦、庇仁、舒川、韓山(以上忠南)の各郡内であり、江景土地組合は礪山、珍山、龍安、高山(以上全北)、林川、鴻山、定山、公州、扶餘、石城、恩津、魯城、連山(以上忠南)の各郡内であった(前掲「韓国土地農産調査報告」京畿道・忠清道・江原道」七四六～七四七頁)。
- (43) 「江景組合へ引継ぎたる登録事務」『月報』第一号、六頁。
- (44) 例えば、全羅北道農務課「内鮮人地主所有地調」一九三〇年三月をみよ。
- (45) 「輸入穀物税案否決陳情書」『月報』第一号、二頁。
- (46) 「輸入穀物税廃止運動事件」『月報』第三号、九頁。
- (47) 『月報』第一号、九一～一〇頁。
- (48) 「農談会」『月報』第一号、四頁。
- (49) 熊本利平「韓人の農法と肥料の缺乏に就て」『月報』第三号、一頁。
- (50) 佐藤政次郎「本年度の米作成績」『月報』第三号、一二～一三頁。
- (51) 「楠田農場に於ける不稔事件の落着」『月報』第三号、二二頁。
- (52) 例えば、大和和明「一九二〇年代前半期の朝鮮農民運動」『歴史学研究』第五〇二号、一九八二年三月、同「朝鮮農民運動の転換点」『歴史評論』第四一三号、一九八四年九月を参考。
- (53) 「小作韓人暴行事件に関する請願書」『月報』第五号、一〇～一一頁。

平成八年一月一六日受理

(一橋大学大学院博士課程)